

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 竹内



25春闘 実力行使の指示

第3回中央港湾団交の決裂に伴い、公文第92号(3月25日付)で指示した3月30日(日)の全港・全職種のスライキ行動を実施した。また、公文93号(4月3日付)にて4月13日(日)の全港・全職種での荷役拒否を通告している。折衝を行ってきたものの、25春闘産別交渉、並びに、「魅力ある港湾労働の確立」のための賃上げ交渉でも見るべき前進はない。

こうした状況について検討した第5回合同中央闘争委員会(第12回中執)は、事態の打開と交渉の促進を図るため、4月20日(日)の24Hスライキ行動、4月26日(土)～27日(日)の48Hスライキ行動を通告した。したがって、各単組・地区港湾は、下記の実力行使を実施するよう指示する。

記

1. スライキ行動について

- (1) 実施日時 ① 2025年4月20日(日) 始業時より
4月21日(月) 始業時までの24Hスライキ
② 2025年4月26日(土) 始業時より
4月28日(月) 始業時までの48Hスライキ
- (2) 行動対象 全港・全職種
- (3) 行動内容 就労拒否並びに荷役阻止、及び抜港船などスト破り行為への抗議行動

2. 行動指示

- (1) 各単組・地区港湾は、上記1.のスライキ行動を実施すること。
- (2) 上記1.の行動以降の上積み行動にも対応できる準備を行うこと。
- (3) 各単組は、各地区港湾の行動の成功に向けた必要な縦指示を取り組むこと。
- (4) 各地区港湾は、パトロール行動等で抜港船などスト破り行為を摘発した場合、直ちに抗議行動を取り組むこと。また、抜港船・スト破り行為の情報は、全国港湾書記局、及び関係地区港湾にも連絡のこと。

以上

<添付> 25春闘中央港湾団交決裂に伴う実力行使の通告(公文第98号)